

下級裁判所裁判官指名諮問委員会東京地域委員会（第56回）

第1分科会議事要旨

（東京地域委員会庶務）

1 日時

平成29年3月8日（水）午後1時36分から午後2時2分まで

2 場所

東京高等裁判所第2中会議室

3 出席者

（分科会長）奥田正昭

（委 員）上原敏夫、齋藤祐一、堺 徹

（庶 務）佐藤東京高裁総務課長、三吉東京高裁総務課課長補佐、青木東京高
裁総務課専門官

（説 明 者）吉崎東京高裁事務局長

4 議題

（1）報告

ア 前々回及び前回の議事要旨の確定について

イ 前回の第1分科会以後に提出された情報の取扱いについて

ウ 前回取りまとめた情報を踏まえた下級裁判所裁判官指名諮問委員会の審議
結果等について

（2）協議

ア 第78回指名諮問委員会の協議内容報告

イ 平成29年下半期の再任（判事任命）候補者に関する情報の収集について

（3）今後の予定等

5 議事

（1）報告

ア 前々回及び前回の議事要旨の確定について

庶務から、前々回及び前回の議事要旨について、委員からの意見も踏まえて確定し、いずれもホームページに掲載済みであることが報告された。

イ 前回の第1分科会以後に提出された情報の取扱いについて

庶務から、前回以降、1件の新たな情報が東京地域委員会あてに提出され、委員長の判断の下、当地域委員会で決められた情報の取扱いのとおり、指名諮問委員会に送付した旨が報告された。

ウ 前回取りまとめた情報を踏まえた下級裁判所裁判官指名諮問委員会の審議結果等について

庶務から、平成28年12月2日に開催された指名諮問委員会における協議の結果は、平成29年上半期の再任（判事任命）候補者については、判事任命願又は再任願を提出した186人のうち、その後再任願を撤回した2人を除く、184人について審議が行われ、182人については指名適当、2人については指名不適当と答申され、平成29年4月期の弁護士任官候補者については、任官希望を提出した6人について審議が行われ、2人については指名適當、4人については指名不適當と答申されたことが報告された。

(2) 協議

ア 第78回指名諮問委員会の協議内容報告

庶務から、2月24日に開催された指名諮問委員会では、平成29年下半期の再任（判事任命）候補者に関する情報収集の在り方について審議されたことが報告された。

イ 平成29年下半期の再任（判事任命）候補者に関する情報収集について

庶務から、平成29年下半期の再任（判事任命）候補者69人のうち、29人が当地域委員会に関係し、うち19人が当分科会に関係するとの説明があった。

協議の結果、再任（判事任命）候補者に関する情報収集については、別紙

1ないし3の書式により、これまでと同様、現任庁に対応する検察庁及び弁護士会に名簿を提供して情報受付の周知を依頼することとされた。再任（判事任命）候補者に関する情報の受付期限については、5月18日（木）までとすることとされた。

また、情報収集の依頼文書につき、同文書中の「留意事項」のうち徹底してもらいたい事項について、前回は別紙2と同様に下線を付してこれを送付したが、東京弁護士会及び神奈川県弁護士会からは、なお、弁護士会を経由する情報提供が継続されたことを受け、指名諮問委員会において、全国のほとんどの弁護士会は指名諮問委員会からの要請に沿った対応をしていることから、東京弁護士会及び神奈川県弁護士会にも適切に対応されるよう強く要望されていることを地域委員会から両弁護士会に伝えるべきとの意見が出され、指名諮問委員会委員長から、当地域委員会委員長に対し、この旨を両弁護士会に伝えるよう要請があった。これを踏まえ、当分科会として、別紙3のとおり、東京弁護士会及び神奈川県弁護士会に対する依頼文書を他の弁護士会と別の文言として、今回、指名諮問委員会から強く要望されている内容を記載するとともに、当該記載部分にも下線を付した書式とすることとされた。

なお、以上の点について第2分科会での協議の結果と相違する場合には、当分科会長（委員長）が第2分科会長との間で調整して決することとされた。

(3) 今後の予定等

次回は、今回の当分科会で確定した情報収集方法により収集した再任（判事任命）候補者に関する情報の取りまとめを行うこととされた。

次回の当分科会は、6月6日（金）午前10時00分から第2中会議室で開催することとされた。

以上

下級裁判所裁判官指名諮問委員会東京地域委員会（第56回）

第2分科会議事要旨

（東京地域委員会庶務）

1 日時

平成29年3月10日（金）午後1時25分から午後2時7分まで

2 場所

東京高等裁判所第2中会議室

3 出席者

（分科会長）加藤哲夫

（委 員）大谷晃大、富田善範、永井撤、細田初男

（庶 務）佐藤東京高裁総務課長、三吉東京高裁総務課課長補佐、青木東京高
裁総務課専門官

（説 明 者）吉崎東京高裁事務局長

4 議題

（1）報告

ア 前々回及び前回の議事要旨の確定について

イ 前回の第2分科会以後に提出された情報の取扱いについて

ウ 前回取りまとめた情報を踏まえた下級裁判所裁判官指名諮問委員会の審議
結果等について

（2）協議

ア 第78回指名諮問委員会の協議内容報告

イ 平成29年下半期の再任（判事任命）候補者に関する情報の収集について

（3）今後の予定等

5 議事

（1）報告

ア 前々回及び前回の議事要旨の確定について

庶務から、前々回及び前回の議事要旨について、委員からの意見も踏まえて確定し、いずれもホームページに掲載済みであることが報告された。

イ 前回の第2分科会以後に提出された情報の取扱いについて

庶務から、前回以降、1件の新たな情報が東京地域委員会あてに提出され、委員長の判断の下、当地域委員会で決められた情報の取扱いのとおり、指名諮問委員会に送付した旨が報告された。

ウ 前回取りまとめた情報を踏まえた下級裁判所裁判官指名諮問委員会の審議結果等について

庶務から、平成28年12月2日に開催された指名諮問委員会における協議の結果は、平成29年上半期の再任（判事任命）候補者については、判事任命願又は再任願を提出した186人のうち、その後再任願を撤回した2人を除く、184人について審議が行われ、182人については指名適當、2人については指名不適當と答申され、平成29年4月期の弁護士任官候補者については、任官希望を提出した6人について審議が行われ、2人については指名適當、4人については指名不適當と答申されたことが報告された。

(2) 協議

ア 第78回指名諮問委員会の協議内容報告

庶務から、2月24日に開催された指名諮問委員会では、平成29年下半期の再任（判事任命）候補者に関する情報収集の在り方について審議されたことが報告された。

イ 平成29年下半期の再任（判事任命）候補者に関する情報収集について

庶務から、平成29年下半期の再任（判事任命）候補者69人のうち、29人が当地域委員会に関係し、うち10人が当分科会に関係するとの説明があった。

協議の結果、再任（判事任命）候補者に関する情報収集については、別紙

1ないし3の書式により、これまでと同様、現任庁に対応する検察庁及び弁護士会に名簿を提供して情報受付の周知を依頼することとされた。再任（判事任命）候補者に関する情報の受付期限については、5月18日（木）までとすることとされた。

また、情報収集の依頼文書につき、同文書中の「留意事項」のうち徹底してもらいたい事項について、前回は別紙2と同様に下線を付してこれを送付したが、東京弁護士会及び神奈川県弁護士会からは、なお、弁護士会を経由する情報提供が継続されたことを受け、指名諮問委員会において、全国のほとんどの弁護士会は指名諮問委員会からの要請に沿った対応をしていることから、東京弁護士会及び神奈川県弁護士会にも適切に対応されるよう強く要望されていることを地域委員会から両弁護士会に伝えるべきとの意見が出され、指名諮問委員会委員長から、当地域委員会委員長に対し、この旨を両弁護士会に伝えるよう要請があった。これを踏まえ、当分科会として、別紙3のとおり、東京弁護士会及び神奈川県弁護士会に対する依頼文書を他の弁護士会と別の文言として、今回、指名諮問委員会から強く要望されている内容を記載するとともに、当該記載部分にも下線を付した書式とすることとされた。

なお、説明者から、以上の点は3月8日に開催された第1分科会での協議内容と同一であるとの報告がされた。

(3) 今後の予定等

次回は、今回の当分科会で確定した情報収集方法により収集した再任（判事任命）候補者に関する情報の取りまとめを行うこととされた。

次回の当分科会は、6月12日（月）午前10時00分から第2中会議室で開催することとされた。

以上

平成29年3月××日

○○地方検察庁検事正 殿 《各別に宛先記載》

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

東京地域委員会地域委員長 奥 田 正 昭

裁判官指名候補者に関する情報受付の周知について（依頼）

貴庁に対応する裁判所所属の平成29年下半期（平成29年10月から平成30年1月まで）の再任（判事任命）を希望する者（以下「指名候補者」という。）は、別添「裁判官指名候補者名簿」のとおりです。

については、貴庁所属の検察官に対し、指名候補者を裁判官として指名することの適否について情報を有する場合には、下記の方法により当委員会がこれを直接受け付ける旨を周知していただきますようお願ひいたします。

記

1 情報の受付期間

平成29年5月18日（木）まで（ただし、この期間後であっても、特段の情報がある場合には受け付ける。）

2 情報の受付方法

指名候補者の指名の適否に関する情報（具体的な事実）並びに情報提供者の氏名及び所属を記載した書面を、指名候補者ごとに用紙を分けて、各個人から直接、当委員会の庶務を担当する東京高等裁判所事務局総務課長に対し郵送（親筆表示、「地域委員会関係」と朱書きする。）又は持参する方法による。

3 情報収集における留意事項

裁判官の職権の独立に対する影響、プライバシーへの配慮、適格性に疑義が生じない情報を広く収集するという観点に照らすと、所属の検察官からの情報提供

は、各検察官から直接、当地域委員会宛てに具体的な内容をもって行っていただき
よう御配慮をお願いしたい。

文書のあて先 東京地域委員会地域委員長

送付先 〒100-8933 千代田区霞が関1-1-4

東京高等裁判所事務局総務課長

平成29年3月××日

○○弁護士会会长 殿 《会長名も記載、東弁、神弁除く。》

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

東京地域委員会地域委員長 奥 田 正 昭

裁判官指名候補者に関する情報受付の周知について（依頼）

貴会に対応する裁判所所属の平成29年下半期（平成29年10月から平成30年1月まで）の再任（判事任命）を希望する者（以下「指名候補者」という。）は、別添「裁判官指名候補者名簿」のとおりです。

については、貴会所属の弁護士に対し、指名候補者を裁判官として指名することの適否に関して情報を有する場合には、下記の方法により当委員会がこれを直接受け付ける旨を周知していただきますようお願ひいたします。

記

1 情報の受付期間

平成29年5月18日（木）まで（ただし、この期間後であっても、特段の情報がある場合には受け付ける。）

2 情報の受付方法

指名候補者の指名の適否に関する情報（具体的な事実）並びに情報提供者の氏名及び所属を記載した書面を、指名候補者ごとに用紙を分けて、各個人から直接、当委員会の庶務を担当する東京高等裁判所事務局総務課長に対し郵送（親筆表示、「地域委員会関係」と朱書きする。）又は持参する方法による。

3 情報収集における留意事項

裁判官の職権の独立に対する影響、プライバシーへの配慮、適格性に疑義が生じない情報を広く収集するという観点に照らすと、所属する会員からの情報提供

は、各弁護士から直接、当地域委員会宛てに具体的な内容をもって行っていただき
よう御配慮をお願いしたい。

なお、下級裁判所裁判官指名諮問委員会から、弁護士会として所属する弁護士
からの情報を取りまとめるこことや段階評価式アンケートによる情報収集は相当で
はないという同委員会の考え方を改めて伝えていただきたいとの要請がありまし
たので、併せて御配慮をお願いしたい。

文書のあて先 東京地域委員会地域委員長

送付先 〒100-8933 千代田区霞が関1-1-4

東京高等裁判所事務局総務課長

平成29年3月××日

○○弁護士会会长 殿 《会長名も記載、東弁及び神弁用》

下級裁判所裁判官指名諮問委員会

東京地域委員会地域委員長 奥田正昭

裁判官指名候補者に関する情報受付の周知について（依頼）

貴会に対応する裁判所所属の平成29年下半期（平成29年10月から平成30年1月まで）の再任（判事任命）を希望する者（以下「指名候補者」という。）は、別添「裁判官指名候補者名簿」のとおりです。

については、貴会所属の弁護士に対し、指名候補者を裁判官として指名することの適否に関して情報を有する場合には、下記の方法により当委員会がこれを直接受け付ける旨を周知していただきますようお願ひいたします。

記

1 情報の受付期間

平成29年5月18日（木）まで（ただし、この期間後であっても、特段の情報がある場合には受け付ける。）

2 情報の受付方法

指名候補者の指名の適否に関する情報（具体的な事実）並びに情報提供者の氏名及び所属を記載した書面を、指名候補者ごとに用紙を分けて、各個人から直接、当委員会の庶務を担当する東京高等裁判所事務局総務課長に対し郵送（親展表示、「地域委員会関係」と朱書きする。）又は持参する方法による。

3 情報収集における留意事項

裁判官の職権の独立に対する影響、プライバシーへの配慮、適格性に疑義が生じない情報を広く収集するという観点に照らすと、所属する会員からの情報提供

は、各弁護士から直接、当地域委員会宛てに具体的な内容をもって行っていただき
よう御配慮をお願いしたい。

なお、昨年二度にわたり、下級裁判所裁判官指名諮問委員会から、弁護士会と
して所属する弁護士からの情報を取りまとめることや段階評価式アンケートによ
る情報収集は相当ではないという同委員会の考え方の周知をこれまで以上に徹底
し、制度についての理解を深めるための方策を執っていただきたいとの要請があ
ったことをお伝えして御配慮をお願いしたが、同委員会によれば、ほとんどの弁
護士会においてはこれに沿った対応をされるに至ったとのことである。貴会にお
いては前回も弁護士会を経由した情報提供が行われたところ、同委員会から、ほ
とんどの弁護士会において同委員会からの要請に沿った対応をされていることを
踏まえて適切に対応されるよう強く要望されていることをお伝えするとともに、
当地域委員会として、貴会には格別の御配慮をお願いしたい。

文書のあて先 東京地域委員会地域委員長

送付先 〒100-8933 千代田区霞が関1-1-4

東京高等裁判所事務局総務課長